

Vyomavati における全体説 ——部分と全体とのあり方を巡る質疑応答——

平野克典

1. 序 インド思想史上、全体説 (avayavivāda) は一つの哲学的論議を形成するに至る。全体説は、因中有果論と因中無果論という因果関係に対する見解、また原子論と唯識説といった現象世界に対する見解等の各学説体系の根幹的理論と密接に関連していたからである。全体の実在性を主張する Nyāya-Vaiśeṣika 学派 (N-V 学派) は、部分 (avayava) と全体¹⁾ が別個の存在であると主張する。布と糸を例にすれば、「全体」である布はその「部分」である諸々の糸とは別個の存在であり、諸々の糸 (原因) が集まり新たな存在である布 (結果) が創造されると考える。一方、全体は部分の集合体 (avayavasamūha) に過ぎず、単に名称のみの存在であるとする全体の実在性を否定する仏教の見解がある。仏教側からは全体の実在性を否定する、「全体に対する認識」や「部分と全体とのあり方」を視点とする反論が提示された。そのうち、部分と全体とのあり方、すなわち存在関係 (vṛtti) を視点とする反論は、部分と全体との関わりがあり得ないこと (vṛtṭyanupapatti) を理由として全体の非実在性が説かれた。それに対して N-V 学派は論理的側面と存在論的側面から回答を示す²⁾。論理的側面からの回答は、反論者の提示する全体の非実在性を証明する推論式には誤謬があるため、反論者の見解 (全体の実在性の否定) は容認できないとするものである³⁾。一方の存在論的側面からの回答では、最終的には内属関係 (samavāya) という部分と全体とのあり方を N-V 学派は主張する。全体説に関する先行研究には、N 学派の Bhāsarvajña (ca. 860-920)⁴⁾ 作 *Nyāyabhūṣana* (NBhū) の全体説を整理、考察している山上氏の研究がある⁵⁾。また、Sen 氏は、Nyāya, Sāṃkhya, 仏教の「全体」に対する見解と相互の論争を整理している⁶⁾。そして、Dharmakīrti (ca. 640) の全体説批判を仏教思想史上に位置づける船山氏の考察がある⁷⁾。本稿では、V 学派に属する Praśastapāda (ca. 550-600) 作 *Padārthadharmaśaṅgraha* (PDhS) に対する注釈書の一つ、Vyomaśiva (ca. 900-960) の著作 *Vyomavati* (Vy) に展開する全体説を思想史的観点から考察する。その際、「部分と全体とのあり方」の存在論的側面に関わる質疑応答に注目する。

2. 「部分と全体との存在関係」の論法 「部分と全体との存在関係(あり方)」の論法は、全体の実在性否定に使用された。その論法はまず、(A) 部分が全体に存している、あるいは (B) 全体が部分に存している、を第一の選言とし、さらに (1) 全面 (kṛtsna), あるいは (2) 一部分 (ekadeśa), を第二の選言として計4つのパターンから成り立つ。第二の選言は「全体」の状態を示している。各パターンは以下の通りである。(A-1) 部分が全体の全面に存している、(A-2) 部分が全体の一部分に存している、(B-1) 全体が部分に全面的に存している、(B-2) 全体が部分に一部分によって存している、の4パターンである⁸⁾。N-V 学派が主張する全体の実在性はこの4パターンがいずれも成立しないことを論拠に否定される。Nyāyabhāṣya (NBh) に言及される各パターンの不成立理由は次の通りである。(A-1) に関しては、部分と全体との分量 (parimāṇa) の相違、また他の部分との関係が全体にはないこと。(A-2) に関しては、部分以外に ekadeśa という部分が全体にあること。(B-1) に関しては、部分と全体との分量の相違、また全体が一つの実体を有するものとなり常住となること。(B-2) に関しては、部分以外に ekadeśa という部分が全体にあることである。同様の不成立理由は Nyāyavārttika (NV) にも言及されている。

では N-V 学派の諸文献に上記論法の記述を確認してみよう。V 学派の根本聖典である Vaiśeṣikasūtra には avavavin という術語は見られず、また部分と全体とのあり方に関する記述はない⁹⁾。一方、Nyāyasūtra (NS) の 4.2.7 「諸々の部分は [全体の] 全面にまた一部分に存していないので、全体は存在しない。(kṛtsnainkadeśāvṛttitvād avayavānām avayavyabhāvaḥ)」では、4パターンのうちの (A-1) と (A-2) が言及されている。また、NS 4.2.8 「それら [諸々の部分] に [全体は] 存していないので、全体は存在しない (teṣu cāvṛtter avayavyabhāvaḥ)」では (B) が言及されている。これらの反論に対する NS の一回答は、単一体である全体への「全面」また「一部分」という別異を示す表現は不適切であり、それ故全体の実在性否定の問いにはなり得ないというものである¹⁰⁾。

NBh と NV では4パターンがいずれも言及されている。NS 4.2.7 に対する注釈箇所では (A-1) と (A-2) が、また NS 4.2.8 に対する注釈箇所では (B-1) と (B-2) が言及されている¹¹⁾。NBh と NV は共に、NS には言及されていない「全面」と「一部分」に対する語義解釈を加えてはいるが、NS と同趣旨の回答を述べている¹²⁾。なお、NV は部分と全体とのあり方を内属関係と明言している¹³⁾。そして、PDhS は4パターンのいずれも言及していない¹⁴⁾。また、NBhū では4パターンのい

(192)

Vyomavatī における全体説 (平野)

れもが言及されている¹⁵⁾。その反論に Bhāsarvajña は NBh や NV のような語義解釈に基づく回答を示すことなく、内属関係によって存すると回答する¹⁶⁾。

3. Vy における「部分と全体との存在関係」 Vy では「部分と全体との存在関係」の論法が次のように言及されている。

同様にして、[反論 I] (A) 諸々の部分は全体に存するとは認められない。また (B-2) 諸々の部分に存している全体は一部分によって¹⁷⁾ 存しているのか、あるいは (B-1) 全面的 (vyāpti) に存しているのか。 (B-2) 一部分によって存するならば、[全体には部分以外に一部分という] 他の部分があることになる。 (B-1) もし、[単一なる全体が] 一つの部分に存するならば、多くの [部分] に存しているという矛盾がある。また実体 (全体) は単一の実体 (部分、原子) を有するものとなる。そしてその場合、部分の分離がないので、[全体は] 常住となる。・・・(中略)・・・[反論 II] さらに、諸々の部分に全体が存するという顕現はない。その [全体] は単一の実体であるから。もし [諸々の部分の] それぞれに [全体は] 全面的 (parisamāpti) に存するというならば、その場合、すべての部分にまさに単一の [全体] は存するのか。その場合でも、[全体は] 単一の特質 (svarūpa) によって別の部分に存するならば、それら [諸々の部分] は一つとなってしまう。全体はそれら部分に存することを性質とするからである。[全体が] 別の特質 (svarūpa) によって [別の部分に存するならば、部分毎に別の特質 (svarūpa) をもつ全体が存することになり、単一の全体が] 多となる。特質 (svarūpa) の違いが [事物の] 相違の特徴であるからである。従って、[諸々の部分への] 関わりがあり得ないので [全体は] 存在しない¹⁸⁾。

上記 [反論 I] は、(A)、(B-1)、(B-2) の 3 パターンを言及する。(A) 「部分が全体に存している」は第二の選言により細分化されていない。N-V 学派は部分が全体に存するあり方を認めないため、同学派の全体説批判として (A) を細分化する必要がないという意図が反論者側にあったことが考えられる¹⁹⁾。そして、[反論 II] では前章で考察した N-V 学派の諸文献には確認されない「全体の特質 (svarūpa) を論拠とする反論」が言及されている。全体の特質を論拠とする全体説批判の起源は不明であるが、Vy 以前では瑜伽行中観派の Śāntaraksita (ca. 750) 作 *Tattvasamgraha* (TS) にその批判を次のように確認できる。

実にその [全体] は、まさに一つの [部分] との存在関係によって特徴付けられる特質 (rūpa) によって他の部分に存するのか、あるいは別の [特質 (rūpa)] によって存するのか。それ以外の別のあり方はない²⁰⁾。 // 607 //

実にその [部分] と結びついたものという特質 (svabhāva) を有する [全体] が、その [部分では] ない部分にも存していることから、それら [諸部分] は同一の場所を占め、一つのものとなる。[それら諸部分には] 区別がないからである²¹⁾。 // 610 //

まさに別の特質 (ātman) によって [全体が諸部分に] 存する場合, 単一なる [全体が] 多くのもの (部分) に存することは成立しない. 特質 (svabhāva) の相違が事物の相違を形成するものであるからである²²⁾. //611//

svarūpa, rūpa, svabhāva, ātman という語の違いはあるが, 当該の文脈ではいずれもが或る一つの部分との存在関係によって限定された全体の特質を指示している²³⁾. このように, Vy における反論には「全面」と「一部分」に加え, 「全体の特質」が全体の部分に対するあり方として追加されていることが確認できよう²⁴⁾.

さて, 上記反論に対する Vyomaśiva の回答は以下の通りである.

[回答 I] また別異を示す言葉は区別のない全体に用いられることはない. 複数のものへの使用が知られているからである. 詳しく説明すると, 複数のものの或る一つのものに対して一部分という言葉の適用がある. また, すべてという言葉の意味は余すところのないことである. . . . (中略) . . . [回答 II] 詳しく説明すると, 諸々の部分に全体は内属という存在関係によって存している. 一方, 別の特質 (rūpa) によってではない. 特質 (svabhāva) の場合も拒絶される²⁵⁾.

[回答 I] は先の [反論 I] に対する回答である. [回答 I] の内容は, 「全体」に対する別異を示す言葉の適用が不適切であるというものであり, NS, NBh, NV の見解を継承していると言えよう. そして, NV や NBhū では確認できない [反論 II] に対して Vy は [回答 II] にあるように内属関係と答えている. また [回答 II] における「全体の特質」の否定では, TS の 607, 610 偈に見られる rūpa と svabhāva の語が用いられており, Vy が TS の言説を意識していたことが推測される.

4. 結論 NS 以来, 部分と全体とは別個の存在であると主張する N-V 学派の全体説に対して様々な反論が提示された. その一つが「部分と全体との関わりがあり得ないこと」である. Vy に展開する「部分と全体とのあり方」の存在論的側面に関わる質疑応答を分析した場合, 質疑に二つの変化が指摘できる. 一つは, 部分と全体との 4 パターンのあり方のその数の減少である. 「部分が全体に存するあり方」を細分化して示したとしても, N-V 学派の全体説批判に効果がないことが減少の原因と考えられる. 二つ目の変化は, TS にその反論を辿ることができ, また言葉の適用が不適切であるという指摘を回避している「全体の特質」を視点とした反論の追加である. その追加によって Vy には, 全体の部分へのあり方として, 「全面」「一部分」そして「全体の特質」の三つが提示されていることがわかる. こうした質疑の変化がある一方で, Vy の応答には新たな視点に基づく見解はない. 従来の回答 (内属関係) をもって新たな反論に応答している思想史上

(194)

Vyomavātī における全体説 (平野)

の変化はあるが, Vy の回答は従来の「別異を示す言葉の全体への不適用」と「内属という存在関係」から構成されている。その点で Vy の全体説は、「部分と全体とのあり方」の存在論的側面に関していえば, NS 以来の伝統的所見と基本的には異なるまいといえよう²⁶⁾。

文献表・略号 NK of Śrīdhara, in *The Praśastapāda Bhāṣya with Commentary Nyāyakandali of Sridhara*, ed. by V.P. Dvivedin, Delhi, 1984. NS of Gautama, see NBh. NBh of Vātsyāyana, in *Gautamīyanyāyadarśana with Bhāṣya of Vātsyāyana*, ed. by A. Thakur, New Delhi, 1997. NV of Uddyotakara, in *Nyāyabhāṣyavārttika of Bhāradvāja Uddyotakara*, ed. by A. Thakur. New Delhi, 1997. NBhū of Bhāsarvajña, in *Nyāyabhūṣanam*, ed. by S. Yogīndarānanda, Varanasi, 1968. PDhS of Praśastapāda, in *Word Index to the Praśastapādabhāṣya*, ed. by J. Bronkhorst & Y. Ramseier. Delhi, 1994. TS of Śāntarākṣita, in *Tattvasaṃgraha of Śāntarākṣita*, ed. by E. Krishna, 2 vols. Baroda, 1984, 1988. VS of Kaṇāda, in *Vaiśeṣikasūtra of Kaṇāda*, ed. by J.P. Thaker, Baroda, 1982. Vy of Vyomaśiva, in *Vyomavātī of Vyomaśivācārya*, ed. by G. Sastri. 2 vols, Varanasi, 1983, 1984. Vy [A] of Vyomaśiva, in *Praśastapādabhāṣyam*, ed. by M.M.G. Kavirāj and P.D. Shāstri, Varanasi, 1983. Vy [Ms] of Vyomaśiva, Manuscript of *Vyomavātī* belonging to the University of Mysore Oriental Research Institute, Ms.-No. C-1575.

1) 本稿では, avayavin の訳語を「全体」とし, 「単一体としての全体」を意味するものとする。「全体」の訳語が与えられる ekadeśin, avayavin, bhāgin, dharmin, samudāya の概念の相違に関しては, R.P. Hayes, “Uddyotakara on the Whole and Its Parts” 『哲学』 38, 1986 参照。 2) この区分に関しては, 山上證道『ニヤーヤ学派の仏教批判—ニヤーヤブーシャナ知覚章解説研究—』平楽寺書店, 1999, pp. 135-136 参照。 3) 論理的側面の回答に関する NBhū の該当箇所は山上證道「Bhāsarvajña の仏教批判 (I) — avayavin をめぐる論争とその発展 citrādvaita 批判—」『神戸女子大学紀要』 5, 1976, pp. 90-91 が, Vy の該当箇所は船山徹「部分と全体—インド仏教知識論における概要と後期の問題点—」『東方学報』 62, 1990, pp. 623-624 がある。 4) 論師の年代に関しては, K.H. Potter (ed.) *Encyclopedia of Indian Philosophies*, Vol. 1, Delhi, 1995 (1970); ditto, *Encyclopedia of Indian Philosophies*, Vol. 2, Delhi, 1995 (1977), pp.9-12 参照。 5) 山上證道「avayavin について—Naiyāyika と Bauddha との論争の一断面—」『印度学仏教学研究』 30 (15-2), 1967, pp. 880-882, および山上 [1976; 1990] 参照。 6) B. Sen, *The Concepts of Part and Whole (Avayava and Avayavi)*, Calcutta, 1985 参照。 7) 船山 [1990] 参照。 8) 山上 [1976: 89; 1999: 401] は, この論法による全体の実在性の否定を *Vaidalyasūtra* に該当箇所があることから中観学派によるものとしている。 9) 全体説に関わるストラに VS 1.1.8 の「諸々の実体は別の実体を創造する」(dravyāṇi dravyāntaram ārabhante) がある。 10) NS 4.2.11. 11) NBh, p.262,5-7; p.262,11-13. NV, p.473,1-8; p.473,11-17. 12) NBh, p.263,12-13: kṛtsnam ity anekasyāśeṣābhidhānam. ekadeśa iti nānātve kasyacid abhidhānam. NV, pp.474,17-475,3. 13) NV, p. 475,8-9: yady avayavī naikadeśena vartate na kṛts-

no (kārtsnyena) vartate atha katham vartata iti vṛttiartho vācyaḥ. vṛttir asyāvayaveṣu āśrayāśrayibhāvaḥ samavāyākhyāḥ sambandhaḥ. 14) PDhS, p. 32, no.190. 15) NBhū, pp. 104,16-106,2. 山上 [1999: 160-161; 197-201] 参照. なお, 山上 [1976: 89] は, NBhū では (A-1) (A-2) が別々に吟味されず, NBhū (p. 105,2-3) にまとめて (A) が吟味されていると解釈する. 16) NBhū, p. 123,17-20: na ca parair avayavinaḥ kṛtsnaikadeśābhyām vṛttir abhyupagatā ity atah parābhyupagamavirodhodbhāvanam api nopapadyate. bhinneṣv avayaveṣv abhinno 'vayavī samavāyavṛtṭyaiva vartate iti parābhyupagamaḥ. 山上 [1990: 197] 参照. 17) Vy と Vy [A] (p. 44,6) では ekadeśe となっているが, 文脈上, Vy [Ms] (p. 13, a 8) に従い ekadeśe を ekadeśena に改める. 18) Vy, vol. I, p. 16,12-19: tathā cāvayavā avayavini vartanta iti nābhyupagatam. avayavī cāvayaveṣu vartamānaḥ kim ekadeśe (ekadeśena) vartate vy-āptyā vā? ekadeśena vṛttāv avayavāntaraprasaṅgaḥ. athaikadeśe vartate, anekavṛttitvavyāghātaḥ, ekadravyaṅ ca dravyam syāt. tatra cāvayavavibhāgābhāvān nityatvam, ... avayaveṣu cāvayavīti pratibhāsābhāvaḥ, tasyaikadravyatvāt. atha na pratyekaṃ parisamāptyā vartate, kiṃ tarhi sarvāvayaveṣv eka eveti? tatrāpy ekasvarūpeṇāvayavāntarapravṛtttau teṣāṃ ekatāprasaṅgaḥ, tadavayavavṛtṭirūpatvād avayavinaḥ. svarūpāntareṇa cānekatvam, svarūpabhedasya bhedalakṣaṇatvād iti vṛtṭyanupapatter asattvam. 19) PDhS に対する注釈書 NK (p. 42,17-18) では, 「部分と全体の存在関係」の議論において (A) への言及はなく, (B-1) と (B-2) の言及から始まる. 20) TS, vol. I, p. 201,27-28: taddhy ekavṛttibhājaiva rūpeṇāvayavāntare / vartteta yadi vā 'nyena na prakārāntaram yataḥ. 21) TS, vol. I, p. 202,16-17: tatsambhadasvabhāvasya hy atadeśe 'pi vṛttitaḥ / prāptam tadekadeśatvam aikātmyaṃ cāvibhāgataḥ. 22) TS, vol. I, p. 202,18-19: anyenaivātmanā vṛtttau naiko 'nekavyavasthitaḥ / siddhyet svabhāvabhedasya vastubhedātmakatvataḥ. 23) 当該の記述からだけでは svarūpa, rūpa, svabhāva, ātman の意味の差異は捉えがたい. 本稿では便宜上これら 4 語に「特質」という訳語を与えておくが, 筆者は当該の文脈における 4 語を論理的に同値であるとは考えてはいない. なお, 「部分と全体との存在関係」の論法は, 同様に単一なものが多数なものに存する, 個物と普遍の存在関係の論争にも見られる. 個物と普遍の存在関係における rūpa, svarūpa, svabhāva の用法に関しては, 平野克典『『ヴィヨーマヴァティ』における rūpa, svarūpa, svabhāva の用法』『印度学仏教学研究』106 (53-2), 2005, pp. 906-911 参照. 24) 全体の特質を論拠とする反論は NK (p. 42,18-20) にも確認できる. 25) Vy, vol. I, pp. 19,22-20,3: na ca bhedaśabdasyābhinnāvayaviny upapatih, bahuṣu dṛṣṭatvāt. tathā hi, bahūnām anyatamābhidhānam ekadeśaḥ, niravaśeṣatā ca sarvaśabdasyārthaḥ. ... tathā hi, avayaveṣu avayavī varttate samavāyavṛtṭyā na tu rūpāntareṇeti svabhāvakalpo 'pi nirastaḥ. 26) 全体説を巡っては雑色 (citrarūpa) の問題もある. Vy に展開する雑色に対する見解に関しては別稿を期す.

〈キーワード〉 avayava, avayavin, vṛtti, samavāya, svarūpa

(名古屋大学 COE 研究員・博士 (文学))